

富士市終末処理場管理運転等業務委託

業務要求水準書

令和7年4月

富士市 上下水道部 下水道施設維持課

業務要求水準書とは、本業務を実施するうえで、受託者が、本業務の契約を締結するにあたって、最低限度満たすべき要件であり、その具体的手法は受託者の提案によるものである。

1. 委託の基本的事項

(1) 用語の定義

業務要求水準書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

用 語	定 義
第5期委託	富士市終末処理場管理運転等業務委託(令和2年度～令和7年度)
第2期ストックマネジメント計画	富士市下水道事業 スtockマネジメント計画(対象期間：令和7年度～令和11年度)
第3期ストックマネジメント計画	富士市下水道事業 スtockマネジメント計画(対象期間：令和12年度～令和16年度)
第4期ストックマネジメント計画	富士市下水道事業 スtockマネジメント計画(対象期間：令和17年度～令和21年度)

(2) 委託の基本的な水準

受託者は、自らのノウハウを最大限活用して、委託者が所有する本件施設の運転管理及び維持管理を主体的に行い、下水を連続的に処理するとともに、安定した処理水を提供するほか、現行のサービス水準を維持することはもとより、その向上を図ること。

また、業務の実施にあたっては、既存施設等の特質を十分理解し、安定処理が確保できるよう十分な業務履行体制でこれに臨むこと。さらに、下水道事業の公益性を十分理解し、地域住民等に対する適切な配慮を行うこと。

委託者は、公共用水域の環境保全及び地球環境保全に向けた取り組みを推進しているところである。受託者においても、環境に対して十分配慮し、環境負荷の軽減に向けた取り組みを推進すること。

2. 水量等の処理実績

(1) 東部浄化センター水量及び水質実績**2

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間流入水量**1 (m ³ /年)		12,582,625	13,716,625	12,924,641	11,996,639	12,276,163
日平均流入水量 (m ³ /日)		34,379	37,580	35,410	32,868	33,541
日最大流入水量 (m ³ /日)		38,915	49,634	43,910	38,477	38,654
日最小流入水量 (m ³ /日)		32,574	34,708	33,178	30,934	31,079
流入水	p H	7.4	7.5	7.5	7.5	7.5
	B O D (mg/l)	199	191	173	179	174
	C O D (mg/l)	131	120	122	125	126

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
質	S S (mg/l)	202	178	179	193	194
放	p H	7.1	7.0	7.1	7.1	7.2
流	B O D (mg/l)	2.9	2.5	2.2	1.8	1.5
水	C O D (mg/l)	8.5	7.4	8.0	9.1	8.8
質	S S (mg/l)	2.4	1.7	1.8	2.0	1.6
**3	大腸菌数(個/cm ³)	76	3	1	2	3
脱水汚泥含水率**4 (%)		79.2	77.1	72.5	72.7	72.9

**1 流入水量は放流量とする。また、流入水質は、返流水を含まない。

**2 処理方式は、標準活性汚泥法又は擬似的な嫌気好気法である。

**3 放流水質については、年間平均値(分析は、放流水4回/月、流入水2回/月原則実施)

**4 脱水汚泥含水率については、年間平均値(分析は、4回/月原則実施)

(2) 西部浄化センター水量及び水質実績**2

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間流入水量**1 (m ³ /年)		12,790,590	13,122,020	13,601,801	13,988,513	13,931,483
日平均流入水量 (m ³ /日)		34,947	35,951	37,265	38,325	38,064
日最大流入水量 (m ³ /日)		40,749	48,321	45,402	47,893	48,428
日最小流入水量 (m ³ /日)		33,946	34,470	35,881	37,029	36,356
流	p H	7.7	7.7	7.5	7.5	7.6
入	B O D (mg/l)	184	187	173	179	179
水	C O D (mg/l)	119	117	122	125	124
質	S S (mg/l)	139	143	179	193	164
放	p H	7.1	7.0	7.1	7.1	7.1
流	B O D (mg/l)	2.3	2.4	2.2	1.8	1.9
水	C O D (mg/l)	8.5	7.8	8.0	9.1	8.7
質	S S (mg/l)	3.1	2.9	1.8	2.0	2.2
**3	大腸菌数(個/cm ³)	6	5	1	2	3
脱水汚泥含水率**4 (%)		77.6	77.0	80.9	81.2	81.5

**1 流入水量は放流量とする。また、流入水質は、返流水を含まない。

**2 処理方式は、標準活性汚泥法又は擬似的な嫌気好気法である。

**3 放流水質については、年間平均値(分析は、放流水4回/月、流入水2回/月原則実施)

**4 脱水汚泥含水率については、年間平均値(分析は、4回/月原則実施)

3. 想定流入水量及び計画流入水質

東部浄化センター及び西部浄化センターの想定流入水量及び計画流入水質は次のとおりである。

(1) 想定流入水量

年度	令和7年度**1	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
東部浄化センター (千 m ³ /年)	2,691	11,879	11,760	11,643	11,526	11,411
西部浄化センター (千 m ³ /年)	3,164	14,065	14,123	14,181	14,239	14,297

年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度**2
東部浄化センター (千 m ³ /年)	11,297	11,184	11,072	10,961	8,422
西部浄化センター (千 m ³ /年)	14,356	14,415	14,474	14,533	11,298

**1 令和7年度は令和8年1月1日から令和8年3月31日の3か月間の予想流入水量

**2 令和17年度は令和17年4月1日から令和17年12月31日の9か月間の予想流入水量

(2) 計画流入水質

計画流入水質	東部浄化センター	西部浄化センター
BOD (mg/l)	234	227
SS (mg/l)	187	174

4. 業務全体に係る要求水準

(1) 広報・広聴に関する業務要求水準

ア 下水道事業は、市民生活に直結する重要な社会インフラであることを踏まえ、市民に対し、適時、適正な情報を公平かつ継続的に開示すること。情報開示の方法は、インターネットや印刷物等を用い、より広く、継続的で、分かり易い開示に努めること。なお、受託者は、業務期間を通じて、次表のアウトカム指標の目標基準値（以下「アウトカム目標」という。）以上を目指して、市で管理している社会科見学を通じて、満足度の向上を図ることを目標とする。

①アウトカム指標

分類	主旨	項目	目標基準値**1
目標項目	市民の下水道事業に対する理解度の向上	教師に対する社会科見学の満足度調査結果	満足度80%(満足と回答した割合)

**1 令和6年度の実績値を基準(4校実施・延べ20名程度の教員に対して実施予定)

イ 地域住民等とのコミュニケーションに関する事項

(ア) 地域住民に対する広報活動

市民等の本事業等への認識を深め、事業活動を広く理解してもらうため、広報活動を行うこと。

(イ) 見学者等の対応

市の要請及び市民からの要望に応じて当該施設への見学者の受け入れを行うこと。見学者の受け入れに当たっては、特別な事由による場合を除き原則対応すること。対応できなかった場合は、その事由について書面により市に報告すること。また、対応した日付・人数・団体名を記録した報告書を見学の終了後、遅滞なく市に提出すること。

(ウ) 苦情等への対応

地域住民等から苦情、要望等が寄せられた場合には、公共サービスの提供者として適切に 対応するとともに、速やかに市に報告すること。

(2) 内部統制に関する業務要求水準

ア 内部統制の体制と方法、倫理行動基準、個人情報保護、情報セキュリティの確保、内部通報及び外部通報、不正防止など内部統制に関する基本方針を明確にし、確実に機能させること。なお、受託者は、業務期間を通じて、次表のアウトカム指標を目指して、内部統制の徹底を図ることを目標とする。

①アウトカム指標

分類	主旨	項目	目標基準値
目標項目	内部統制の徹底による市民との信頼関係の構築	本業務に伴うコンプライアンス違反件数	0 件

(3) 地域貢献・地域経済に関する業務要求水準

本事業の実施に際し、受託者は以下に掲げる事項を考慮し、地元企業の利活用目標を自ら定め、実行すること。

(ア) 地域との連携や協働による事業展開

(イ) 地元企業等との連携・協力

(ウ) 地元発注、地域住民の雇用

(エ) 地域活性化につながる事業展開

①アウトカム指標

分類	主旨	項目	目標基準値
目標項目	地元企業の活用による地域経済の活性化	ふじのくに下水道管理業協同組合への発注金額の割合	技術提案による

(4) 災害対応に関する業務要求水準

受託者は、災害、事故などのリスクを想定して有効な対策を講じておくとともに、緊急事態が発生した場合には被害を最小限に抑制できるように、以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行うこと。

(ア) 災害、事故等の緊急時の体制の構築

災害、事故などにより障害等が発生した場合においても対象施設の部分的な機能停止に留まるよう、緊急時における対応方法及び体制を構築すること。また、早期に対象施設の復旧が可能な体制を構築すること。

(イ) 災害、事故等の緊急時の対応

地震発生時には、本市の業務継続計画（BCP）を踏まえ、受託者自らが予めBCPを作成し、これに従い対応すること。なお、地震以外の災害、事故発生時には、適切な連絡体制を確保の上、適宜報告するとともに、災害対応報告書を提出すること。

(ウ) 各事態を想定した訓練の実施

緊急事態が発生した際、上記事項が的確に実施されるよう訓練を行うこと。

(エ) 想定外の危機事象への対応業務

災害・事故時において本市が対応を想定していない危機事象についても現場情報及び保有する技術知見を活かし対応すること。

5. 統括技術管理業務に係る要求水準

(1) 一元的統括技術管理業務に関する業務要求水準

ア 受注者は、以下に掲げる事項を満たし、効果的な維持管理及び改築を実施できるよう適切な技術管理を行うこと。

- a 適正に事業を実施するために、従事職員の育成及び人員の確保を図ること。
- b 本事業等は、安全性、安定性、効率性及び環境への配慮等が重要な意義を有することに鑑み、継続的に適切な技術の選定又は業務の改善に取り組むことにより、事業の品質を確保すること。
- c 本事業等に係る業務について委託等を行う場合は、委託等を行わせようとする相手方について委託等を行わせようとする業務の経験、当該業務への従事が予定される者の経験又は有する資格その他技術的能力に関する審査をすること。

(2) データベース化業務に関する業務要求水準

ア 本業務は、確実性と効率化を図るためICT（維持管理システム等）を活用して、設備台帳及び維持管理データ並びに管路維持管理データをデータベース化し、令和8年度に仮運用、令和9年度に本運用を実施するとともに、これらのデータベースを最大限活用し、本市が策定予定のストックマネジメント実施方針に資することを目的とする。

データベース化する設備台帳及び維持管理データは、第5期委託で整備したデータベースを基に追加蓄積していくものとするが、新たに維持管理項目の追加が必要となった場合は、データベースに追加するとともにICT（維持管理システム等）の

開発も行うこと。

イ 今後の本市下水道事業の効率化や高度化を図ることを目的に、処理場施設及び管路施設のデータベース化を実施すること。基本的な考え方としては、これまでにデータベース化のために実施してきた第5期委託の内容（ICT活用時のシステム機能含む）のレベルを下げないことを前提とする。

①アウトカム指標

分類	主旨	項目	目標基準値
目標項目	維持管理データベースの早期の運用	維持管理データベースの本運用の時期	技術提案による

(3) 第3期及び第4期ストックマネジメント計画策定支援に関する業務要求水準

ア 第3期ストックマネジメント計画(令和12年度～令和16年度)の計画案作成業務

令和9年度までの維持管理結果などを踏まえて、委託期間後半（令和12年度～令和16年度）のストックマネジメント計画案を令和10年4月までに作成し、委託者に提出すること。

イ 第4期ストックマネジメント計画(令和17年度～令和21年度)の原案作成補助業務

令和14年度までの維持管理結果などを踏まえて、令和17年度以降の5年間のストックマネジメント計画案を令和15年4月までに作成し、委託者に提出すること。

(4) 管路施設におけるCM方式の導入可能性検討業務に関する業務要求水準

令和12年度以降における管路施設改築事業量の急増に備え、設計や工事に係るCM方式の導入可能性について検討を令和10年4月までに実施し、委託者に結果のとりまとめを提出すること。

6. 処理場維持管理要求水準

(1) 処理場施設の運転操作、監視に関する業務要求水準

ア 放流水質等の要求基準は、法定基準を遵守すると共に、各項目の受託者提案による提案目標値達成率の基準を満たし、水処理を良好な状態に保つように運転すること。

なお、モニタリング結果から、要求基準を達成していないときは、受託者は改善対応等を実施するとともに、業務委託基本契約書（以下「基本契約書」という。）に基づき業務委託料を減額する。

① 東部浄化センター放流水質等の要求基準

項目	目標値	提案目標値 達成率(PI)**2	法定基準**1 (遵守基準)
BOD (mg/l)	9	90%以上の提案数値	水質汚濁防止法 下水道法 悪臭防止法 騒音規制法 振動規制法 静岡県・富士市条例
COD (mg/l)	13	90%以上の提案数値	
SS (mg/l)	20	90%以上の提案数値	
大腸菌数 (CFU)	800	設定なし	
臭気	苦情がないこと	設定なし	

② 西部浄化センター放流水質等の要求基準

項目	目標値	提案目標値 達成率(PI)**2	法定基準**1 (遵守基準)
BOD (mg/l)	9	90%以上の提案数値	水質汚濁防止法 下水道法 悪臭防止法 騒音規制法 振動規制法 静岡県・富士市条例
COD (mg/l)	9	90%以上の提案数値	
SS (mg/l)	20	90%以上の提案数値	
大腸菌数 (CFU)	800	設定なし	
臭気	苦情がないこと	設定なし	

**1 法定基準は、関係法に基づき受託者が遵守しなければならない基準

**2 提案目標値達成率(PI)={ (目標値遵守回数) ÷ (年間測定回数) } × 100

- 1) 提案目標値達成率(PI)は、年度毎の数値とする。
- 2) 年間測定回数は、委託者法定分析測定と受託者精密試験の合計回数とする。
- 3) 受託者精密試験実施時は、原則、委託者立会いのもと実施すること。
- 4) 提案数値は、受託者が達成しなければならない契約上の基準である。

イ 脱水汚泥性状の要求基準は、遵守基準及び目標値とし、発生量を極力削減するように運転すること。また、受託者提案による目標値達成率(提案目標値達成率)の基準を満たすこと。

なお、モニタリング結果から、要求基準を達成していないときは、受託者は改善対応等を実施するとともに、基本契約書に基づき業務委託料を減額する。

③ 東部浄化センター脱水汚泥性状の要求基準

項目	ベルトプレス式脱水機		
	目標値	提案目標値達成率(PI)**2	遵守基準**1
脱水汚泥含水率 (%)	81	60%以上の提案数値	85

④ 西部浄化センター脱水汚泥性状の要求基準

項目	ベルトプレス式脱水機		
	目標値	提案目標値達成率(PI)**2	遵守基準**1
脱水汚泥含水率 (%)	83	60%以上の提案数値	85

※1 遵守基準は、関係法に基づき受託者が遵守しなければならない基準

下水道法第21条の2（同法施行令第13条の3第1項第3号ニ） 埋立処分基準を準用する。

※2 提案目標値達成率(PI)={ (目標値遵守回数) ÷ (年間測定回数) } × 100

- 1) 提案脱水汚泥性状目標値達成率(PI)は、年度毎の数値とする。
- 2) 年間測定回数は、委託者分析測定と受託者精密試験の合計回数とする。
- 3) 受託者精密試験実施時は、原則、委託者立会いのもと実施すること。
- 4) 含水率は、脱水機の各搬出量含水率からの加重平均で算出する。
- 5) 提案数値は、受託者が達成しなければならない契約上の基準である。

ウ 運転操作及び監視業務は、変化する処理条件に対しても施設の性能等を踏まえた適正な処理を行うとともに当該施設の延命化に資する適切な運転操作及びこれを安定して維持するための監視を継続的に行うこと。

エ 基本契約書第3条に係る業務引継準備期間において、業務開始の前日までに、受託者の費用により、基本契約書第5条の業務履行計画書の提出、基本契約書第7条の施設機能の確認等、業務開始のための準備を行うこと。

オ 一般仕様書第36条第5項に係る委託者の指示に基づく運転変更等に起因する場合は、委託者が認める範囲において、この要求水準を適用しない。

カ 上記、実施内容の的確性が確認できるデータの収集・整理し、常備すること。

（2）設備の保守点検に関する業務要求水準

ア 設備機器について、各設備機器等が有している機能を正常に発揮し、かつ各設備機器の機能を維持するための保守点検計画を作成すること。

イ 設備機器について、各設備機器等が有している機能を正常に発揮するよう日常点検、定期点検、臨時点検等を通し、機能の確認、整備、修繕等を行うこと。

ウ 点検等で異常、不良あるいは毀損等を発見した場合には、直ちに委託者に報告するとともに、適正な処置を講じること。

エ 上記、実施内容の的確性が確認できるデータを収集・整理し、常備すること。

（3）施設管理に関する業務要求水準

ア 施設管理に関する業務内容を年間実施計画に基づいて、適時、適切に執行し、本業務にかかる一般仕様書及び特記仕様書等と同等以上の水準を確保すること。

イ 施設内及び周辺を常に清掃し、美観及び衛生を保つ等、適正な管理を行うこと。

ウ 業務の点検結果等で異常、不良あるいは毀損等を発見した場合には、直ちに委託者に報告するとともに、適正な処置を講じること。

エ 上記、実施内容の的確性が確認できるデータの収集・整理し、常備すること。

（4）エネルギー管理及び温室効果ガスに関する業務要求水準

ア 「富士市地球温暖化対策実行計画（事務事業編 令和5年4月）」及び「脱炭素社会への貢献のあり方検討小委員会報告書（下水道政策研究委員会 令和4年3

月)において、施設の省エネルギー化により温室効果ガスを削減することが必要とされている。東部浄化センター及び西部浄化センターにおいて、受託者は、委託者との協議により、委託期間中、原単位の低減に留意した管理に努めること。なお、基準となる東部浄化センター及び西部浄化センターの原単位は以下のとおりとする。

また、東部浄化センターの使用電力量については、各年度の原単位を元に精算の対象とする。

① 東部浄化センター単位水量当たり電力量使用(原単位)

項目	原単位 (基準値)**1	原単位 (目標基準値)
単位水量当たり 電力量使用原単位 (kwh/m ³)	0.47	技術提案による

**1 第5期委託の実績値を基準とする

② 西部浄化センター単位水量当たり電力量使用(原単位)

項目	原単位 (基準値)**1	原単位 (目標基準値)
単位水量当たり 電力量使用原単位 (kwh/m ³)	0.48	技術提案による

**1 第5期委託の実績値を基準とする

イ 上記、実施内容の的確性が確認できるデータを収集・整理し、常備すること。

(5) 環境計測に関する業務要求水準

ア 施設における採取箇所、採取方法、試験項目及び頻度は、特記仕様書に示すものを標準とする。

イ 前記アによらず日常管理において、水質の総合的な把握並びに反応タンク内の状態把握等必要とする水質分析は、別途行うこと。

ウ 水質試験及び汚泥試験は、日本産業規格(J I S)並びに公益社団法人日本下水道協会制定の「下水試験方法」に基づき実施すること。

エ 水質計測機器、水質モニター計の維持管理を適正に行い、その測定値の信頼性を確保すること。

オ 放流水質が悪化していると思われる事情がある場合は、項目及び頻度について委託者と協議の上、必要な試験を行うこと。

カ その他維持管理上必要な試験及び業務を行うとともに、委託者が実施する法定検査に対する協力を行うこと。

キ 上記、実施内容の的確性が確認できるデータの収集・整理し、常備すること。

(6) 環境対策に関する業務要求水準

- ア 悪臭、騒音の発生その他環境影響被害を防止するため、設備の運転方法、保守点検、作業方法、機能確認等を適切に行うほか、発生源及び敷地境界等において、五感により又は測定器により測定を適宜実施し、良好な環境を保全すること。
- イ 測定結果等に異常が確認された場合は、直ちに委託者に報告するとともに測定頻度を増すなど監視の強化を行うほか、効果的な改善策を実施すること。
- ウ 委託者が運用している環境マネジメントシステム(富士市EMS)に対し可能な限り協力すること。
- エ 上記、実施内容の的確性が確認できるデータの収集・整理し、常備すること。

(7) 物品の調達管理に関する業務要求水準

- ア 適正な品質及び規格の物品等を使用し、施設の運転、耐用年数等に影響を与えないようにすること。
- イ 常に在庫数量等を把握して適宜適切に調達し、在庫不足、品質低下等による施設の運転等への支障を与えないようにすること。
- ウ 物品管理者及び薬品類の管理者を選任し、保管、取り扱い等には十分注意して適正な管理を行うこと。
- エ 計量証明書、品質証明書等の書類(写し)及び化学物質安全性データシート(写し)を、委託者に提出すること。
- オ 業務の履行開始日に支給する燃料、工業薬品、電気機械消耗品類、分析用薬品、分析器具等の貸与品については、その種類、規格、数量等を借用書に記載し、委託者に提出すること。
- カ 契約終了にあたっては、業務の履行開始日に支給された貸与品は、支給時の規格のものを、支給時の在庫量に復すること。
- キ 上記、実施内容の的確性が確認できるデータの収集・整理し、常備すること。

(8) 修繕に関する業務要求水準

- ア 施設及び設備の機能が正常に発揮、維持できるよう、適切に修繕を実施すること。
- イ 修繕に使用する部品等は、仕様変更による性能低下とならないように実施すること。
- ウ 特記仕様書第12条に規定する設備などの故障、不良、破損などが生じた場合は適宜補修などを実施し、その外観、構造、機能、性能の回復を図ること。
- エ 委託終了時において、委託者との協議により定められた施設の現状回復のための補修を含むものとする。
- オ 修繕実施後の履歴を整理し、委託者に報告すること。
- カ 上記、実施内容の的確性が確認できるデータの収集・整理し、常備すること。
- キ 事業者は下表に示す業務指標(目標項目)例を参考に、事業期間中(事業開始から2~3年後)に市の承諾を得て目標項目及び目標基準値を設定し、セルフモニタリングにより達成状況の確認を行うものとする。

施設の修繕に関する業務指標（PI）例

業務指標（PI）	健全度予測式による現在の推定値	算出方法
健全度 2 以下の設備割合（%）	●以下	ストックマネジメントの評価

（９）他事業との連携に関する業務要求水準

ア 富士市では、現在、以下の事業を実施及び計画している。共同企業体は、業務期間中、連携して本業務を実施すること。

a B-DASHプロジェクト(高濃度消化・省エネ型バイオガス精製による効率的エネルギー利活用技術実証研究)

対象施設：東部浄化センター、

事業者：(株)神鋼環境ソリューション、国土交通省国土技術政策総合研究所

事業期間：令和元年6月25日から令和8年3月31日まで

b 消化ガス発電事業

対象施設：東部浄化センター、西部浄化センター

事業者：(株)神鋼環境ソリューション

事業期間：令和元年12月17日から令和23年1月31日まで(東部浄化センター)

令和元年10月 1日から令和23年3月31日まで(西部浄化センター)

c 下水汚泥固形燃料化事業

対象施設：西部浄化センター

事業者：(株)神鋼環境ソリューション

事業期間：令和4年3月18日から

d 低LCC型消化システムに係る共同研究

対象施設：東部浄化センター

事業者：(株)神鋼環境ソリューション

事業期間：令和6年1月19日から令和7年9月30日

e 太陽光発電設備導入事業(PPA)

対象施設：東部浄化センター

事業者：ふじサンエエネルギー合同会社

事業期間：令和 7 年10月 1 日から令和27年9月30日

（10）廃棄物管理業務に関する業務要求水準

ア 処理場施設から発生する廃棄物（脱水汚泥）の管理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守すること。

イ 処理場施設の運転に支障をきたすことがなく、また、悪臭発生による周辺環境に影響がないよう適正に管理すること。

ウ 受託者が管理する脱水汚泥量は、特記仕様書に記載するとおりである。

エ 上記、実施内容の的確性が確認できるデータの収集・整理し、常備すること。

7. 管路維持管理要求水準

(1) 管路施設管理に関する業務要求水準

- ア 管路施設における適切な流下能力の確保を目的として、道路陥没や管路閉塞等、直接的に住民生活に影響を与える事象が発生しない状態を保つよう努めること。
- イ 管路施設の性能を確保するに当たり、点検・調査・清掃の頻度等について適宜見直しを行い、効率的な維持管理の実施に努めること。
- ウ 上記、実施内容の的確性が確認できるデータの収集・整理し、常備すること。

(2) 管路施設点検業務に関する業務要求水準

- ア 管路施設点検業務の要求基準は、受託者提案による目標値達成率(提案目標値達成率)の基準を満たすこと。

なお、モニタリング結果から、要求基準を達成していないときは、受託者は改善対応等を実施するとともに、基本契約書に基づき業務委託料を減額する。

① 東部処理区管路施設の要求基準

【枝線（巡視点検・管口カメラ）】

施設 優先度	巡視点 検基準	対象延長(m)	遵守目標値 達成率(%)**1	提案目標値達成率(%)**1 (委託期間・各年度)
分類Ⅰ	5年に 1回	5,555.69	200.00%	委託期間:総計200%以上の提案数値 各年度:15%以上の提案数値
分類Ⅱ	10年に 1回	96,996.27	100.00%	委託期間:総計100%以上の提案数値 各年度:8%以上の提案数値
分類Ⅲ	15年に 1回	90,706.53	66.67%	委託期間:50%以上の提案数値 各年度:4%以上の提案数値
分類Ⅳ	20年に 1回	181,056.53	50.00%	委託期間:25%以上の提案数値 各年度:2%以上の提案数値
分類-法 **2	5年に 1回	9,932.77	200.00%	委託期間:総計200%以上の提案数値 各年度:15%以上の提案数値
分類-特 **3	1年に 1回	8,143.90	1000.00%	委託期間:総計1,000%以上の提案数値 各年度:100%の提案数値
	計	392,391.70		

② 西部処理区管路施設の要求基準

【枝線（巡視点検・管口カメラ）】

施設 優先度	巡視点 検基準	対象延長 (m)	遵守目標値 達成率 (%) **1	提案目標値達成率 (%) **1 (委託期間・各年度)
分類Ⅰ	5年に 1回	34,921.11	200.00%	委託期間:総計200%以上の提案数値 各年度:15%以上の提案数値
分類Ⅱ	10年に 1回	100,443.49	100.00%	委託期間:総計100%以上の提案数値 各年度:8%以上の提案数値
分類Ⅲ	15年に 1回	129,586.03	66.67%	委託期間:50%以上の提案数値 各年度:4%以上の提案数値
分類Ⅳ	20年に 1回	151,124.46	50.00%	委託期間:25%以上の提案数値 各年度:2%以上の提案数値
分類-法 **2	5年に 1回	5,760.99	200.00%	委託期間:総計200%以上の提案数値 各年度:15%以上の提案数値
分類-特 **3	1年に 1回	3,649.37	1000.00%	委託期間:総計1,000%以上の提案数値 各年度:100%の提案数値
	計	425,485.46		

**1 遵守・提案目標値達成率(PI)={ (実施延長) ÷ (対象延長) } × 100

- 1) 遵守・提案目標値達成率(PI)は、委託期間を10年間としたものとする。ただし、各年度の提案目標値達成率は、指定数値以上のものとする。
- 2) 遵守目標値達成率は、受託者が必ず巡視点検しなければならない最低の基準
- 3) 実施延長は、受託者が巡視点検を実施した延長とする。
- 4) 受託者は、受託者が提出した実施計画を委託者が承諾した後、業務を実施すること。
- 5) 提案数値は、受託者が達成しなければならない契約上の基準
- 6) 各年度の指定数値は、令和7年度及び令和17年度は除くものとする。

**2 分類-法 下水道法第7条の2に基づく点検

政令(第5条の12)

下水の貯留その他の原因により腐食するおそれ大きいものとして国土交通省令で定める排水施設にあっては、5年に1回以上の適切な頻度で行うこと。

**3 分類-特 令和4年度ストックマネジメント計画案に基づく要注意箇所

イ 業務の点検結果等で異常、不良あるいは毀損等を発見した場合には、直ちに委託者に報告するとともに、適正な緊急処置等を講じること。

ウ 上記、実施内容の的確性が確認できるデータの収集・整理し、常備すること。

なお、一般仕様書第28条の3に基づきデータベース化を行うこと。

(3) 管路施設の定期的対応、緊急的対応及び改築に関する管理目標（モニタリング指

標)

受託者は、次に示す業務指標における管理目標項目（以下「管理目標」という。）に係る目標基準値の達成の有無を業務期間に亘りモニタリングにより確認^{※1}を行い、目標基準値を達成できない恐れがある場合又は目標基準値を達成できない場合には、モニタリング結果に基づき、受託者は、委託者の協議又は指示等により、定期的対応、緊急的対応及び改築の前倒し等の改善対応又は是正措置等を実施するものとする。ただし、モニタリング基本計画に基づき、受託者は、委託者の注意による場合は速やかに、指導等による場合は是正計画等を作成し委託者の承諾を得て実施するものとする。

※1モニタリング指標としてモニタリングにより目標達成状況の確認・評価を行うものとする。

ア 管理目標（アウトカム指標）

受託者は、業務期間を通じて、次表のアウトカム指標以下を目指して、管路施設の定期的対応、緊急的対応及び改築業務を履行するものとする。

①アウトカム指標

分類	主旨	項目		目標基準値 ^{※※2}	算定方法
目標項目	富士市内の 下水道サー ビス水準の 維持・向上	道路陥没 箇所数	本管	4.49箇所(年間平均) (0.00477箇所／km／年)	原因施設毎の陥没頻度 予測式により算出(年単 位) ^{※※1}
			人孔	1.45箇所(年間平均) (0.00154箇所／km／年)	原因施設毎の陥没頻度 予測式により算出(年単 位) ^{※※1}
	計画的な下 水道管渠の 改築・更新	緊急度がⅠまたは Ⅱの下水道管渠の 割合		2%以下	第3期及び第4期ストック マネジメントの評価

※※1国土技術政策総合研究所資料（平成19年度下水道関係調査研究年次報告集No. 463 June2008国土交通省
国土技術政策総合研究所）「下水道事業調査費による研究」を参照する。

※※2対象管路延長は940.34km（令和4年度末）とする。

イ アクション指標（アウトカム指標を補完するモニタリング指標）

管理目標であるアウトカム指標の達成及びその補完（緊急時対応）を勘案して、モニタリング指標となる次の目標値を満足するように技術提案書を提出し、委託者と協議のうえ、「技術提案に基づく業務（以下「任意業務」という。）」として設定する。なお、技術提案書の記載内容がアクション指標の目標値となるとともに、一般仕様書第12条第2項（緊急時の体制）において受託者が提案した目標値が優先して適用されるので留意すること。

なお、契約締結後、受託者は、技術提案に基づく「任意業務」の実施計画書等を作成し、委託者の承諾を得て、実施するものとする。

②アクション指標

アクション指標	目標 (技術提案目標値)	摘要
緊急時対応の迅速性 ^{※※1}	技術提案による ^{※※2}	アウトカム指標の達成状況を補完する。

※※1 緊急時対応するため、現地に駆けつける（参集する）に要する最低限の時間であるため、客観的かつ実行可能な技術提案をすること。

※※2 技術提案目標値は、一般仕様書第 12 条第 2 項に係る「緊急時の体制」に連動するので留意すること。